

はじめに



川崎市は、平成 13（2001）年 4 月に全国に先駆けて「川崎市子どもの権利に関する条例」を施行して以降、子どもの権利の保障を総合的かつ計画的に推進するために「子どもの権利に関する行動計画」を策定し、さまざまな施策に取り組んでまいりました。市の子ども人口は平成 17（2005）年以降増加の傾向が続いており、市の責務はいよいよ重大になっているものと考えております。

一方で、子どもたちがいじめや児童虐待、家庭の貧困など、困難な状況にあったり、居場所を見出せないでいたりする現状があります。また、川崎市子どもの権利委員会から平成 28（2016）年 3 月に出された答申「子どもの成長に応じた育ちの支援について」では、子どもの権利を保障するために、一人ひとりの子どもが抱える課題が引き継がれ、切れ目のない支援を実施することが提言されました。

このたび策定した第 5 次行動計画は、これらを受けて、これまでの取組はより前に進めるとともに、新たな課題に対応するために、重点的取組として「子どもへの切れ目のない支援」など 3 つを位置づけました。

市では、誰もが安心して暮らし続けられる地域をつくる地域包括ケアシステムを推進するために、平成 28（2016）年度に子どもや子育て中の親などを含む全ての人への切れ目のない一体的な支援等を行う地域みまもり支援センターを各区役所に設置しました。地域包括ケアシステムの推進は、子どもの権利保障に大きくつながるものと考えております。

全ての子どもたちが一人の人間として尊重され、自分らしくいきいきと豊かに暮らせるよう、子どもの笑顔のあふれる「最幸のまち かわさき」を目指して、本計画の推進に全市をあげて取り組んでまいります。この行動計画を力強く進めるために、皆様の御理解、御協力を心からお願い申し上げます。

平成 29（2017）年 3 月

川崎市長 福田 紀彦